

参 考 資 料

(執行力の付与)

< 債務名義の付与 >

民事執行法（抄）

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- 一 確定判決
- 二 仮執行の宣言を付した判決
- 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
- 四 仮執行の宣言を付した支払督促
- 四の二 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）
- 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）
- 六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断
- 七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

民事訴訟法（抄）

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

- 2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
- 3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。
- 4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。
- 5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

第二百六十六条 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

第二百六十七条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

第二百七十五条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

3 申立人又は相手方が第一項の和解の期日に出頭しないときは、裁判所は、和解が調わないものとみなすことができる。

4 第一項の和解については、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定は、適用しない。

第三百九十六条 仮執行の宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがないとき、又は督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、支払督促は、確定判決と同一の効力を有する。

民事調停法（抄）

第十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

第十六条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

民事調停規則（抄）

第十一条 裁判所書記官は、調停手続について、調書を作らなければならない。但し、調停主任においてその必要がないと認めて許可したときは、この限りでない。

公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律（抄）

第七百九十九条 仲裁判断ニ其作りタル年月日ヲ記載シテ仲裁人之ニ署名捺印ス可シ

2 仲裁人ノ署名捺印シタル判断ノ正本ハ之ヲ当事者ニ送達シ其原本ハ送達ノ証書ヲ添ヘテ管轄裁判所ニ之ヲ預ケ置ク可シ

第八百条 仲裁判断ハ当事者間ニ於テ確定シタル裁判所ノ判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第八百二条 仲裁判断ニ因リ為ス強制執行ハ執行判決ヲ以テ其許ス可キコトヲ言渡シタルトキニ限り之ヲ為スコトヲ得

2 右執行判決ハ仲裁判断ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得ヘキ理由ノ存スルトキハ之ヲ為スコトヲ得ス

公証人法（抄）

第二条 公証人ノ作成シタル文書又ハ電磁的記録ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セス

第二十六条 公証人ハ法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及能力ノ制限ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス

（注）公証人の調査義務（最判平成9年9月4日）

公証人は、法律行為についての公正証書を作成するにあたり、聴取した陳述により知り得た事実など自ら実際に経験した事実及び当該嘱託と関連する過去の職務執行の過程において実際に経験した事実を資料として審査すれば足り、その結果、法律行為の法令違反、無効及び無能力による取消等の事由が存在

することについて具体的な疑いが生じた場合に限り、囑託人など関係者に対して必要な説明を促すなどの積極的な調査をすべき義務を負う。

第二十八条 公証人証書ヲ作成スルニハ囑託人ノ氏名ヲ知り且之ト面識アルコトヲ要ス

- 2 公証人囑託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書ノ提出其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ証明セシムルコトヲ要ス
- 3 急迫ナル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルトキハ前項ノ手續ハ証書ヲ作成シタル後三日内ニ証書ノ作成ニ関スル規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ得
- 4 前項ノ手續ヲ為シタルトキハ証書ハ急迫ナル場合ニ非サルカ為其ノ効力ヲ妨ケラルルコトナシ

第三十二条 代理人ニ依リ囑託セラレタル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其ノ権限ヲ証明セシムルコトヲ要ス

- 2 前項ノ証書カ認証ヲ受ケサル私署証書ナルトキハ其ノ証書ノ外官公署ノ作成シタル印鑑又ハ署名ニ関スル証明書ヲ提出セシメ証書ノ真正ナルコトヲ証明セシムルコトヲ要ス但シ当該公証人ノ保存スル書類ニ依リ証書ノ真正ナルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 3 証書ノ作成ニ関スル規定ニ依リ代理又ハ其ノ方式ノ欠缺ヲ追完シタルトキハ証書ハ其ノ欠缺アリタルカ為効力ヲ妨ケラルルコトナシ

第三十三条 第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行為ニ付公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其ノ許可又ハ同意ヲ証明セシムルコトヲ要ス

- 2 前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五条 公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ聴取シタル陳述、其ノ目撃シタル状況其ノ他自ラ実験シタル事実ヲ録取シ且其ノ実験ノ方法ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三十九条 公証人ハ其ノ作成シタル証書ヲ列席者ニ読聞カセ又ハ閲覧セシメ囑託人又ハ其ノ代理人ノ承認ヲ得且其ノ旨ヲ証書ニ記載スルコトヲ要ス

- 2 通事ヲ立会ハシメタル場合ニ於テハ前項ノ外通事ヲシテ証書ノ趣旨ヲ通訳セシメ且其ノ旨ヲ証書ニ記載スルコトヲ要ス

- 3 前二項ノ記載ヲ為シタルトキハ公証人及列席者各自証書ニ署名捺印スルコトヲ要ス
- 4 列席者ニシテ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ証書ニ記載シ公証人之ニ捺印スルコトヲ要ス
- 5 証書数葉ニ涉ルトキハ公証人ハ每葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

公証人法施行規則（抄）

第十三条 公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。

- 2 公証人が法律行為でない事実について証書を作成する場合に、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑があるときも、前項と同様とする。

第十三条の二 公証人は、代理人の囑託により証書を作成した場合には、証書を作成した日から三日以内に次の各号に掲げる事項を本人に通知しなければならない。ただし、代理人が本人の雇人又は同居者である場合には、この限りでない。

- 一 証書の件名、番号及び証書作成の年月日
 - 二 公証人の氏名及び役場
 - 三 代理人及び相手方の住所及び氏名
 - 四 債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述の記載の有無
- 2 公証人は、前項の通知をしたときは、証書原簿の備考欄に前項の通知をした旨及び通知の方法、年月日を記載しておかなければならない。

土地収用法（抄）

第九十四条 前三条の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をすることを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）とが協議して定めなければならない。

- 2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。
- 3～8 (略)
- 9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第三百三十三条第一項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から六十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴を提起しなければならない。
- 10 前項の規定による訴えの提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に掲げる債務名義とみなす。
- 11～12 (略)

（参考1）債務名義となる根拠に関する考え方の例（参考文献：民事執行法＝中野貞一郎）

執行証書以外の債務名義は、概ね、裁判所ないし裁判官の裁判あるいは裁判上の行為であり、程度・方法の差はあれ、それぞれにおける実体関係の審理を前提とした法的判断に正当性の保障が認められる。和解調書・調停調書にあつては、裁判を含むわけではないが、裁判官なり調停委員会の関与は、實際上、第三者機関の法的判断を和解・調停の内容に織り込み、それなりの正当性の追求を果たす。

・ 判決

給付判決（確定判決又は仮執行宣言付終局判決）が債務名義とされるのは、それに基づいて国家の強制権力を発動させて債務者の権利圏に侵害を加えることが一般に是認されるに足るだけの高度の蓋然性をもって給付請求権の存在と範囲を表象するものと法が認めているから。

・ 仮執行宣言付支払督促

債務が任意に履行されない理由は給付義務の存否や数額の争いよりも履行意思ないし支払手段の欠缺によることが圧倒的に多い現実を踏まえ、債務者が抗争の態度に出ないことを前提として債権者に簡易迅速に債務名義を取得させようとするもの。

確定執行判決付仲裁判断

- ・ 仲裁判断は当事者間で確定判決と同一の効力を持つが、内容を国家権力により強制的に実現するには、その効力が認められるための法定の要件の審査に慎重を期する必要がある、執行機関ないし執行文付与機関に判定を委ねることは適當ではないところから、特にあらか

じめ独立の訴えをもってその要件の存在を主張させ、必要的口頭弁論に基づき裁判所が判決をもって強制執行を許す旨を宣言することとしたもの。

(注) 最判54・1・25は、仲裁判断に基づく登記申請には執行判決を要するとした原審の判断を支持しているが、原判決においては、その理由の中で、本来、執行権は国家に専属し、債務名義は国法に適合してされたものでなければならないのに、仲裁判断は私的な紛争解決方法であって国法に適合してされたという保証はないので、仲裁判断に執行力があると解することはできない、としている。

(注) 神戸地判平5.9.29は、仲裁判断に対する執行判決訴訟の対象は、訴訟要件、適法かつ適式になされた仲裁判断の成立及び仲裁判断取消事由に限られ、仲裁判断の実体的当否を審査することは許されないとする。

執行証書

- ・ もともと公証作用は、私人の法律生活上の諸事項を公に証明することによって将来の紛争を未然に防止することを主眼とする。執行証書は、公証人が当事者の陳述を所定の厳正な方式に従って証書に固定し公証するにとどまり、記載される権利関係の実体的正当性を審査する権限も責任も公証人にはないが、これを債務名義とするのは、債務者の公証人に対する直ちに強制執行に服する旨の陳述があることによるもの。

(参考2) 土地収用委員会の裁決に債務名義を認める理由(参考文献: 逐条解説土地収用法(下) = 小澤道一)

裁決を債務名義としての効力を付与したのは、裁決が準司法的行政機関である収用委員会による慎重な手続を経て行われる行政処分であり、不服申立てがなされないことを前提とすると、裁決が客観的に妥当である蓋然性が高く、これをもって当事者間の権利義務あるいは法律関係を確定させても、不当な結果を招くおそれが少なく、したがって、その速やかな確定により、社会生活の混乱を避けようとする意図に基づくもの。

< 請求権確定手続における主宰者 >

民事調停法（抄）

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。但し、相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 裁判所は、当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

第六条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

第七条 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

第八条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

2 民事調停委員は、非常勤とし、その任免に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

裁判所法（抄）

第六十条 各裁判所に裁判所書記官を置く。

2 裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他他の法律において定める事務を掌る。

3 裁判所書記官は、前項の事務を掌る外、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。

4 裁判所書記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

- 5 裁判所書記官は、口述の書取その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

公証人法（抄）

第一条 公証人ハ当事者其ノ他ノ關係人ノ囑託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ権限ヲ有ス

- 一 法律行為其ノ他私権ニ關スル事實ニ付公正証書ヲ作成スルコト
- 二 私署証書ニ認証ヲ与フルコト
- 三 商法第百六十七条 及其ノ準用規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルコト
- 四 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ認証ヲ与フルコト但シ公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ与フル場合ニ限ル

第二十二條 公証人ハ左ノ場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

- 一 囑託人、其ノ代理人又ハ囑託セラレタル事項ニ付利害ノ關係ヲ有スル者ノ配偶者、四親等内ノ親族又ハ同居ノ親族タルトキ親族關係力止ミタル後亦同シ
- 二 囑託人又ハ其ノ代理人ノ法定代理人、保佐人又ハ補助人タルトキ
- 三 囑託セラレタル事項ニ付利害ノ關係ヲ有スルトキ
- 四 囑託セラレタル事項ニ付代理人若ハ輔佐人タルトキ又ハ代理人若ハ輔佐人タリシトキ

公示催告手続及ビ仲裁手続ニ關スル法律（抄）

第七百九十二條 当事者ハ裁判官ヲ忌避スル権利アルト同一ノ理由及ヒ条件ヲ以テ仲裁人ヲ忌避スルコトヲ得

- 2 此他仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ其責務ノ履行ヲ不当ニ遅延スルトキハ亦之ヲ忌避スルコトヲ得

3 未成年者、成年被後見人、被保佐人及ヒ公権ノ剥奪又ハ停止中ノ者ハ之ヲ忌避スルコトヲ得

< 強制執行に係る救済等 >

民事執行法（抄）

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。

2 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する方法により行う。

第二十九条 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

第三十二条 執行文の付与の申立てに関する処分に対しては、裁判所書記官の処分にあつてはその裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる。

2～5（略）

第三十三条 第二十七条に規定する文書の提出をすることができないときは、債権者は、執行文の付与を求めるために、執行文付与の訴えを提

起することができる。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。

一～六（略）

第三十四条 第二十七条の規定により執行文が付与された場合において、債権者の証明すべき事実の到来したこと又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることができることについて異議のある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるために、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。

2～3（略）

第三十五条 債務名義（第二十二条第二号又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。）に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

2 確定判決についての異議の事由は、口頭弁論の終結後に生じたものに限る。

3（略）

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 債務名義（執行証書を除く。）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本

二 債務名義に係る和解、認諾又は調停の効力がないことを宣言する確定判決の正本

三 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解又は調停の調書の正本

五 強制執行を免れるための担保を立てたことを証する文書

六 強制執行の停止及び執行処分を命ずる旨を記載した裁判の正本

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書
2～3 (略)